

請願 第4号

受付 令和2年 5月25日

付託 省略

取手市議会「議会運営委員会協議事項」決定の白紙を求める請願

紹介議員 関戸 勇

・請願趣旨

このたびの「議会運営委員会協議事項」決定に接し、ポスト・コロナ時代の民主主義の危うさを目の当たりにする感があります。取決めの事由は現時点でのコロナ感染予防と、オンライン議会のテストを兼ねてのものでしょう。しかし、それが一時的なものであっても、テストであっても、結果は実績としてその後の道筋になります。で、あるならば、協議事項は「議会の本質」を断じて損ねてはならないものです。しかし、実際は(1)～(7)まで、すべて省略と制限の羅列でしかありません。明らかに手段と目的とを取り違えています。議会の命である熟議を遠ざけ、行政の監視機能をも放棄し、何より主権者の存在を軽んじたものといえるでしょう。

私たちはいま、コロナ自粛の中で「コミュニケーションとは何か」という壮大な実験の最中にいます。見えてきたのは、テレビの討論番組、バラエティ番組などでの出演者のオンライン参加の違和感です。いかに映像があり、音声があっても、当事者同士が場を同じくしない不自然さは隠しようもありません。何故ならコミュニケーションは身体感覚そのものだからです。場を同じくして初めて問題を共有できるのです。

私たちは社会システムのひとつの到達点として民主主義を手にしてしています。民主主義はコミュニケーションなくしてあり得ません。その象徴的な存在ともいえる議会が、何故コミュニケーションを軽視し、問題の共有を希薄にし、熟議を遠ざけるのでしょうか。

議会にあってもソーシャルディスタンスが必要なら、議会場の中での可能性を突き詰めたでしょうか。傍聴席の利用も考えたでしょうか。大会議室での教室形の配列を考えたでしょうか。何より議員各位が市民と同列の主権者であるとの認識があるでしょうか。

改めて申し上げます。このたびの「議会運営委員会協議事項」は、ポスト・コロナ時代の議会の在り方の道筋をつけるものになるでしょう。だからこそ議会の本質を損なうべきではないと強く考えるものです。

議員各位の賢明なるご判断を期待いたします。

・請願事項

1. このたびの「議会運営委員会協議事項」決定は白紙に戻し、省略や制限のない熟議が可能な議会運営を行うこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願します。

令和2年 5月25日

請願者代表

住所 取手市白山1-8-5

氏名 神原 禮二

取手市議会議長 齋藤 久代 殿